

奈良市公報

第 198 号

平成 17 年 7 月 1 日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社 京阪工技社

目 次

告 示

○ 一般競争入札の実施 (2 件)	1
○ 道路の位置指定	3
○ 奈良市情報公開条例の運用状況	3
○ 奈良市個人情報保護条例の運用状況	4
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	5
○ 住居番号の設定	5
○ 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	5
○ 生活保護法の規定による医療機関の指定	6
○ 農業集落排水事業に係る事業区域の決定	6
○ 放置自転車等の保管	6
○ 督促状の公示送達	6
○ 認可地縁団体の告示事項の変更 (2 件)	7
○ 都市景観形成建築物等の指定解除	7
○ 放置自転車等の保管	7
○ 議会定例会の招集	7
○ 放置自転車等の保管	7
○ 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	8
○ 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	8
○ 放置自転車等の保管	8
○ 結核指定医療機関の指定辞退	8
○ 放置自転車等の保管	9
○ 奈良市耐震改修計画認定事務取扱要綱の一部を改正する告示	9
○ 放置自転車等の保管	9
○ 奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定	9
○ 開発行為に関する工事の完了	9
○ 放置自転車等の保管	9
○ 開発行為に関する工事の完了	10
○ 奈良市建築計画概要書及び築造計画概要書閲覧規程の一部を改正する告示	10
○ 放置自転車等の保管	10
○ 開発行為に関する工事の完了	10
○ 平成 17 年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達	11
○ 放置自転車等の保管	11
○ 一般競争入札の実施	11
○ 土地区画整理事業の事業計画の変更認可	12
○ 道路の位置指定	12

○ 放置自転車等の保管	13
監 査	
○ 定期監査の監査結果	13
公 営 企 業	
○ 一般競争入札の実施	15
○ 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	16
○ 一般競争入札の実施	16
教 育 委 員 会	
○ 定例教育委員会の開催	17
選 挙 管 理 委 員 会	
○ 選挙人名簿からの抹消	17
○ 選挙人名簿からの抹消の取消し	17
○ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等	17
○ 各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	18
○ 在外選挙人名簿からの抹消	18
○ 農業委員会委員一般選挙における郵便等をもって発送する不在者投票の投票用紙等の交付期日	18
農 業 委 員 会	
○ 農政部会の招集	18
○ 農地部会の招集	18
○ 農地部会の追加審議案件	18
議 会	
○ 議会運営委員会の委員の辞任	19
○ 議会運営委員会の副委員長の当選	19

告 示

奈良市告示第 350 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則 (昭和 40 年奈良市規則第 43 号) 第 2 条の規定により公告します。

平成 17 年 6 月 1 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 入札に付する事項

交通安全施設修繕工事 (帝塚山南二丁目地内他 1 箇所西部第 752 号線他 1 路線) ほか 4 件 (各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17 年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の

許可を取得している建設業者であること。

- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和 24年法律第 100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評価値に該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成 17年 6 月 6 日までは入札控室、同月 7 日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 6 月 6 日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 6 月 7 日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。

- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

- (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市財務部監理課工事入札係

電話 0742- 34- 4743

別表省略

（平成 17年 6 月 1 日掲示済）

奈良市告示第 351号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40年奈良市規則第 43号）第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 6 月 1 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事
- (2) 工 事 場 所 奈良市西大寺南町地内
- (3) 工 期 契約の日から平成 18年 3 月 17日まで
- (4) 工 事 概 要 都市計画道路（W = 28m）
土工 一式
築造工 一式
舗装工 一式
雨水排水工 一式
- (5) 予 定 価 格 138,076千円（消費税及び地方消費税を除く）
- (6) 最低制限価格 92,510千円（消費税及び地方消費税を除く）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2 社または 3 社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成 17年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級が A に格付されていること。

- (3) 当該工事に専任の監理技術者又は主任技術者を配置できること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の 10 分の 6 とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す場所及び日時

(1) 日時

平成 17 年 6 月 1 日から 6 月 23 日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 奈良市財務部監理課

なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成 17 年 6 月 24 日 午後 1 時 30 分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

7 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）

オ 直近の経営事項審査結果通知書の写し（各構成員）

(2) 入札参加申請方法

平成 17 年 6 月 3 日から 6 月 7 日までの午前 9 時か

ら午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、奈良市財務部監理課に(1)の書類を持参してください。

8 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17 年 6 月 8 日までに、共同企業体の代表者に通知します。

9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。

- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市財務部監理課工事入札係

電話 0742- 34- 4743

（平成 17 年 6 月 1 日揭示済）

奈良市告示第 352 号及び第 353 号は、奈良市公報号外第 19 号に掲載

奈良市告示第 354 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告します。

平成 17 年 6 月 1 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	奈良市六条町 113 番地 4
申請者氏名	株式会社 オークホーム 代表取締役 古川 暁美
道路の位置	奈良市三条桜町 162 番地 3 及び 163 番地 3 の一部
道路の幅員	5.00メートル
道路の延長	22.84メートル
指定年月日	平成 17 年 6 月 1 日
指 定 番 号	第 17004 号

（平成 17 年 6 月 1 日揭示済）

奈良市告示第 355 号

奈良市情報公開条例（平成 9 年奈良市条例第 34 号）第 18 条の規定により、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成 17年 6月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 行政文書開示請求の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	開示請求 件 数	処 理 状 況				取 下 げ
		開 示	部分開示	不 開 示	却 下	
市 長	110	35	59	0	10	6
水道事業管理者	7	2	3	0	0	2
消 防 長	2	1	1	0	0	0
教 育 委 員 会	16	8	8	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価 審 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
計	135	46	71	0	10	8

2 不服申立ての件数及び処理の状況

(単位：件)

不服申立て件数	処 理 状 況				取 下 げ
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	
6	0	2	3	1	0

* 行政文書任意開示申出はありませんでした。

(平成 17年 6月 1日揭示済)

31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成 17年 6月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市告示第 356号

奈良市個人情報保護条例(平成 13年奈良市条例第 55号)

第 32条の規定により、平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月

1 個人情報取扱事務の届出件数

(単位：件)

実 施 機 関	件 数
市 長	784
水 道 事 業 管 理 者	41
消 防 長	78
教 育 委 員 会	109
選 挙 管 理 委 員 会	23
公 平 委 員 会	3
監 査 委 員	4
農 業 委 員 会	24
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	13
計	1,079

2 開示請求の件数及び処理の状況

(単位：件)

実 施 機 関	書 面 に よ る 開 示 請 求					口頭による開示請求件数
	開示請求件数	処 理 状 況			取下げ	
		開 示	部分開示	不 開 示		
市 長	18	7	6	4	1	43
水 道 事 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0

消 防 長	1	0	1	0	0	0
教 育 委 員 会	5	5	0	0	0	1,448
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
計	24	12	7	4	1	1,491

* 個人情報訂正請求、削除請求、目的外利用及び外部提供の中止請求並びに不服申立てはありませんでした。
(平成 17 年 6 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 357 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 17 年 6 月 1 日から 2 週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 17 年 6 月 1 日

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
二名第 2 幹線 - 19	奈良市三松四丁目 853- 1	奈良市三松四丁目 1000
鳥見第 1 幹線 - 7	奈良市三松一丁目 179	奈良市三松一丁目 186- 2
二名第 4 幹線 - 39	奈良市二名三丁目 957- 4	奈良市二名三丁目 957- 7
杣川幹線 - 28	奈良市学園南三丁目 931- 295	奈良市学園南三丁目 1018- 1
帝塚山南幹線 - 48	奈良市中町 4244	奈良市中町 4253
帝塚山南幹線 - 49	奈良市中町 4268	奈良市中町 4265
六条第 2 幹線 - 108	奈良市六条二丁目 877- 3	奈良市六条二丁目 1014- 5
大宮幹線 - 27	奈良市恋の窪東町 140- 13	奈良市恋の窪東町 140- 15
大宮幹線 - 28	奈良市三条栄町 159- 3	奈良市三条栄町 159- 3
佐保分水幹線 - 1	奈良市法蓮町 701- 1	奈良市法蓮町 701- 1
油阪幹線 - 1	奈良市三条本町 326- 1	奈良市三条本町 326- 2
油阪幹線 - 2	奈良市三条本町 332- 1	奈良市三条本町 333- 1
三条大路幹線 - 25	奈良市八条五丁目 899	奈良市八条五丁目 437- 9
北永井幹線 - 290	奈良市高畑町 78- 7	奈良市高畑町 79- 8
北永井幹線 - 291	奈良市白毫寺町 816- 2	奈良市白毫寺町 838
北永井幹線 - 292	奈良市白毫寺町 814- 3	奈良市白毫寺町 814- 1
明治幹線 - 216	奈良市神殿町 261- 4	奈良市神殿町 261- 4
帯解幹線 - 112	奈良市山町 34- 2	奈良市山町 156- 2
今市幹線 - 44	奈良市今市町 237	奈良市今市町 239- 1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町 160 番地 奈良県浄化センター
(平成 17 年 6 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 358 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 17 年 6 月 15 日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市三松四丁目、三松一丁目、二名三丁目、学園南三丁目、中町、六条二丁目、恋の窪東町、三条栄町、法蓮町、三条本町、八条五丁目、高畑町、白毫寺町、神殿町、山町及び今市町の各一部

号）第 3 条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3 条第 4 項の規定により告示します。

平成 17 年 6 月 1 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のとおり省略

(平成 17 年 6 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 359 号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 6月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
川井薬局	奈良市東向北町 30	平成 16年 12月 31日
舘野歯科医院	奈良市六条一丁目 36-28	平成 17年 4月 28日

(平成 17年 6月 1日揭示済)

奈良市告示第 360号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 6月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ききょうクリニック	奈良市富雄元町三丁目 1 - 13	平成 17年 6月 1日
たての歯科	奈良市六条一丁目 36-28	平成 17年 5月 1日
医療法人きのだ会 奈良駅前クリニック	奈良市三条町 327- 1	平成 17年 6月 1日

(平成 17年 6月 1日揭示済)

奈良市告示第 361号

農業集落排水事業に係る事業区域を次のとおり定めたので、奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成 6 年奈良市条例第 33号）第 3 条の規定により告示します。

なお、当該事業区域を表示した図書は、奈良市都市整備部東部下水道課において一般の縦覧に供します。

平成 17年 6月 2日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

事業区域の名称	区 域
東部第 2 - 1 地区	奈良市柳生町、柳生下町及び興ヶ原町の各一部

(平成 17年 6月 2日揭示済)

奈良市告示第 362号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 6月 2日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成 17年 6月 2日
- 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3号）第 1 条第 1項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30分まで
- 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から 14日以内は無料）
- 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 17年 6月 2日揭示済)

奈良市告示第 363号

平成 16年度市・県民税第 3 期分及び第 4 期分、平成 16年度固定資産税・都市計画税第 3 期分及び第 4 期分並びに平成 16年度軽自動車税全期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25年法律第 226号）第 20条の 2 及び奈良市税条例（昭和 46年奈良市条例第 12号）第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成 17年 6月 3日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- この督促状の発送年月日
市県民税 第 3 期分
平成 16年 11月 19日
" 第 4 期分
平成 17年 2月 18日
" 第 4 期分 納期変更分
平成 17年 2月 28日
" 第 4 期分 納期変更分
平成 17年 3月 31日

固定資産税・都市計画税 第 3 期分
平成 16 年 12 月 20 日
" 第 4 期分
平成 17 年 3 月 18 日
固定資産税 (償却資産) 第 4 期分
平成 17 年 3 月 18 日
軽自動車税 全期分 納期変更分
平成 16 年 12 月 20 日
" 全期分 納期変更分
平成 17 年 1 月 27 日

2 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成 17 年 6 月 3 日 掲 示 済)

奈良市告示第 364 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定によりこぶしが丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 6 月 3 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 変更があった事項及びその内容

規 約 の 変 更 (区 域)	
変 更 前	変 更 後
都祁村吐山	奈良市都祁
規 約 の 変 更 (事 務 所)	
変 更 前	変 更 後
都祁村吐山	奈良市都祁
規 約 の 変 更 (規 約 の 変 更)	
変 更 前	変 更 後
4 分の 3	3 分の 2
都祁村村長	奈良市長

2 変更の年月日

平成 17 年 4 月 3 日

(平成 17 年 6 月 3 日 掲 示 済)

奈良市告示第 365 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定によりこぶしが丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 6 月 3 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	高田 光二	森西 康晴
及 び 住 所	奈良市都祁こぶしが丘 3906 番地の 7	奈良市都祁こぶしが丘 3535 番地の 30

2 変更の年月日

平成 17 年 4 月 3 日

(平成 17 年 6 月 3 日 掲 示 済)

奈良市告示第 366 号

奈良市都市景観条例 (平成 2 年奈良市条例第 12 号) 第 14 条第 5 項の規定により都市景観形成建築物等の指定の解除をしますので、同条第 6 項及び奈良市都市景観条例施行規則 (平成 2 年奈良市規則第 21 号) 第 8 条の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 6 月 3 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称 杉山繊維工業株式会社 ふとんの資料館
所在地 奈良市鶴町 5 番地 1
概 要 つし二階形式
桁 行 15.8メートル
梁 間 13.7メートル
切妻造 棧瓦葺

(平成 17 年 6 月 3 日 掲 示 済)

奈良市告示第 367 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和 59 年奈良市条例第 23 号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 6 月 3 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 6 月 3 日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 6 月 3 日 掲 示 済)

奈良市告示第 368 号

平成 17 年 6 月 13 日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成 17 年 6 月 6 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

(平成 17 年 6 月 6 日 掲 示 済)

奈良市告示第 369 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和 59 年奈良市条例第 23 号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 6 月 6 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

(平成 17年 6月 6日 掲示済)

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 6月 6日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

奈良市告示第 370号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 54条の 2 第 4 項において準用する同法第 50条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 17年 6月 6日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
かりん	奈良市菅原町 228- 6 ラメール西大寺 10D	(所在地) 奈良市西大寺国見町一丁目 4 - 3 - 425	(所在地) 奈良市菅原町 228- 6 ラメール西大寺 10D	平成 17年 5月 1日
株式会社ヨシダ福祉 事業部訪問介護センター	奈良市四条大路四丁目 1 - 81三幸マンション 103	(所在地) 奈良市神 殿町 327- 2 ジュネ ス神殿 210	(所在地) 奈良市四 条大路四丁目 1 - 81 三幸マンション 103	平成 16年 12月 1日

(平成 17年 6月 6日 掲示済)

奈良市告示第 371号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次

のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 17年 6月 6日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社ノブタカ ライフサポート 事業部ライフサポート貴ヶ丘	奈良市三碓三丁目 12- 17ライフサポート貴ヶ丘 1 F	訪問介護	株式会社ノブタカ	奈良市三碓三丁目 5 - 2	平成 17年 5月 16日
ドリーム平田デイサービスセンター	奈良市杉ヶ町 51- 7 杉ヶ町北ビル 1 F	通所介護	有限会社ドリーム平田	奈良市杉ヶ町 5番 7 杉ヶ町北ビル 1 F	平成 17年 6月 1日
ノア・ホームベイス	奈良市富雄元町二丁目 5 - 20亀田ビル 3 F 305号	訪問介護、居宅介護支援事業	株式会社クリーンベア	奈良市富雄元町二丁目 5 - 20亀田ビル 3 F 305号	平成 17年 6月 1日

(平成 17年 6月 6日 掲示済)

奈良市告示第 372号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 6月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 6月 7日
- 3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 6月 7日 掲示済)

奈良市告示第 373号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 6月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	辞退年月日
-----	-------	-------

松井内科クリニッ ク	奈良市朱雀一丁目 18- 10	平成 17 年 5 月 31 日
---------------	--------------------	---------------------

(平成 17 年 6 月 7 日 掲 示 済)

奈良市告示第 374 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 6 月 8 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 6 月 8 日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 6 月 8 日 掲 示 済)

奈良市告示第 375 号

奈良市耐震改修計画認定事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17 年 6 月 9 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市耐震改修計画認定事務取扱要綱の一部を改正する告示

奈良市耐震改修計画認定事務取扱要綱（平成 11 年奈良市告示第 129 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中 「次条の規定による協議を行う前に、」を「あらかじめ」に改める。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

第 4 条中 「各 2 通」及び第 2 号から第 4 号までを削り、第 5 号を第 2 号とし、同条第 6 号中 「写し」の次に 「及びその添付図書一式の写し」を加え、同条を同条第 3 号とし、同条中第 7 号から第 10 号までを削り、第 11 号を第 4 号とし、第 12 号を第 5 号とし、同条第 13 号中 「配置図」の次に 「、各階平面図、立面図及び断面図」を加え、同条を同条第 6 号とし、同条中第 14 号及び第 15 号を削り、第 16 号を第 7 号とする。

別記第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

別記

第 1 号様式及び第 2 号様式 削除

附 則

この告示は、平成 17 年 6 月 9 日から施行する。

(平成 17 年 6 月 9 日 掲 示 済)

奈良市告示第 376 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈

良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 6 月 9 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 6 月 9 日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 6 月 9 日 掲 示 済)

奈良市告示第 377 号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成 17 年奈良市規則第 51 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第 10 条の規定により次のとおり公示します。

平成 17 年 6 月 10 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
松田設備	松田 秀男	奈良市月ヶ瀬尾山 2450 番地の 1	平成 17 年 4 月 22 日
有限会社 東川設備	代表取締役 東川 求	奈良市柏木町 390 番地の 1	平成 17 年 5 月 20 日

(平成 17 年 6 月 10 日 掲 示 済)

奈良市告示第 378 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17 年 6 月 10 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 17 年 5 月 10 日 奈良市指令都整開第 04A- 58 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17 年 6 月 10 日 第 932 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市尼辻町甲 78 番地の 3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三条大路五丁目 2 番地の 27

森本 満

森本 操

(平成 17 年 6 月 10 日 掲 示 済)

奈良市告示第 379 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良

市条例第 23号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 6月 10日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 6月 10日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 6月 10日揭示済)

奈良市告示第 380号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 6月 10日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 4月 5日 奈良市指令都整開第 04A- 55号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成 17年 6月 10日 第 933号

3 開発区域に含まれる地域

1 概要書の種類

☐ 建築計画概要書

☐ 築造計画概要書

を

1 概要書の種類

☐ 建築計画概要書

☐ 築造計画概要書

☐ 定期調査報告概要書

☐ 定期検査報告概要書

☐ 処分の概要書

☐ 全体計画概要書

に

改める。

附 則

この告示は、平成 17年 6月 13日から施行する。

(平成 17年 6月 13日揭示済)

奈良市告示第 382号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 6月 13日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

奈良市西ノ京町 130番地、136番地の 1 及び 13番地の 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

滋賀県彦根市河原二丁目 1 番 9 号

株式会社ファイブスター

代表取締役 宮部 孝夫

(平成 17年 6月 10日揭示済)

奈良市告示第 381号

奈良市建築計画概要書及び築造計画概要書閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 6月 13日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市建築計画概要書及び築造計画概要書閲覧規程の一部を改正する告示

奈良市建築計画概要書及び築造計画概要書閲覧規程(昭和 49年奈良市告示第 76号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

奈良市建築計画概要書等閲覧規程

第 1 条中「第 11条の 7 第 4 項」を「第 11条の 4 第 3 項」に、及び同条第 2 項に規定する「築造計画概要書」を「、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分の概要書及び全体計画概要書」に改める。

別記様式中「奈良市建築計画概要書及び築造計画概要書閲覧規程」を「奈良市建築計画概要書等閲覧規程」に、

2 移動年月日

平成 17年 6月 13日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 6月 13日揭示済)

奈良市告示第 383号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17 年 6 月 13 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17 年 5 月 6 日 奈良市指令都整開第 05A - 2 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 17 年 6 月 13 日 第 934 号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中登美ヶ丘三丁目 13 番地の 1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市南京終町二丁目 275 番地
奈良ダイハツ 株式会社
取締役社長 海保 勝雄
(平成 17 年 6 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 384 号

平成 17 年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成 17 年 6 月 13 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 この納税通知書の発送年月日
平成 17 年 4 月 8 日
- 2 この公示送達により変更する納期限
変更前 第 1 期 平成 17 年 5 月 2 日
変更後 第 1 期 平成 17 年 6 月 30 日
- 3 送達を受けるべき者
省略
(平成 17 年 6 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 385 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。
平成 17 年 6 月 14 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17 年 6 月 14 日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 17 年 6 月 14 日揭示済)

奈良市告示第 386 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 2 条の規定により公告します。

平成 17 年 6 月 15 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 入札に付する事項
東部第 1 地区管路施設工事（下狭川）106 工区ほか 16 件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成 17 年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による経営事項審査（以下「経営」という。）の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
 - (2) 場所
告示日から平成 17 年 6 月 20 日までは入札控室、同月 21 日以降は監理課窓口
- 4 入札の場所
奈良市役所入札室
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条例第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札を除く入札の無効
次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印のない入札
 - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

道路の延長	24.98メートル
指定年月日	平成 17 年 6 月 15 日
指 定 番 号	第 16020 号

(平成 17 年 6 月 15 日 掲 示 済)

奈良市告示第 389 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 6 月 15 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成 17 年 6 月 15 日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 6 月 15 日 掲 示 済)

監 査

奈良市監査委員告示第 7 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施

したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

平成 17 年 6 月 7 日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中 嶋 肇
同 土 田 敏 朗
同 吉 田 文 彦

1 監査対象

総 務 部 秘書課 国際交流室 人事課 広報課
企 画 部 交通政策課 環境保全課 産業廃棄物
対策課

財 務 部 管財課 監理課 納税課

保健福祉部 福祉総務課 障がい福祉課 介護保険
課 児童課

児童館（古市、横井、東之阪、大宮）

保 健 所 保健総務課 生活衛生課

経 済 部 商工労政課 農林課

2 監査期間

平成 17 年 4 月 11 日～同年 6 月 3 日

3 監査方法

平成 16 年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成 17 年 2 月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行い、必要に応じて関係施設の実査を行う等の方法で実施した。

なお、今回の監査は、特に収入に係る事務処理及び支出に係る委託料、負担金補助及び交付金の事務処理を重点に、契約書、補助金等交付申請書、支出負担行為伺書等の関係書類を監査した。その件数は、次表のとおりである。

部	課	委託料	補助金
総 務 部	秘 書 課	1	-
	国 際 交 流 室	3	4
	人 事 課	10	1
	広 報 課	18	-
企 画 部	交 通 政 策 課	19	6
	環 境 保 全 課	7	1
	産 業 廃 棄 物 対 策 課	-	1
財 務 部	管 財 課	12	1
	監 理 課	-	-
	納 税 課	2	-
保 健 福 祉 部	福 祉 総 務 課	9	12
	障 が い 福 祉 課	17	13
	介 護 保 険 課	8	1
	児 童 課（児童館を含む。）	37	8
	保 健 総 務 課	22	-
	生 活 衛 生 課	2	8
経 済 部	商 工 労 政 課	7	22
	農 林 課	10	19
合 計		184	97

- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 6月 20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成 17年 6月 27日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

10 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関
- 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 6月 21日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
- 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

別表省略

(平成 17年 6月 15日揭示済)

奈良市告示第 387号

土地区画整理事業（昭和 29年法律第 119号）第 10条第 1 項の規定により（仮称）登美ヶ丘駅前土地区画整理事業の事業計画の変更（第 1 回）を認可しましたので、同条第 3 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 17年 6月 15日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 土地区画整理事業の名称
(仮称) 登美ヶ丘駅前土地区画整理事業（奈良市域）
- 施行者の住所及び名称
住所 大阪市天王寺区上本町六丁目 1 番 55号
名称 近畿日本鉄道株式会社
住所 大阪市中央区難波二丁目 2 番 3 号
名称 近鉄不動産株式会社
- 事務所の所在地
生駒市辻町 763の 1（近鉄不動産株式会社資産管理本部造成部内）
- 施行地区
奈良市北登美ヶ丘一丁目、押熊町及び二名町の各一部
- 事業施行期間
平成 15年 9月 2 日から平成 19年 3月 31日まで
- 施行の認可の年月日
平成 16年 8月 27日
- 事業計画の変更（第 1 回）認可の年月日
平成 17年 6月 15日
- 事業年度
毎年 4月 1 日から翌年 3月 31日まで
- 公告の方法
事務所の掲示板に掲示する。

(平成 17年 6月 15日揭示済)

奈良市告示第 388号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25年建設省令第 40号）第 10条の規定により公告します。

平成 17年 6月 15日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	大和郡山市北郡山町 24番地
申請者氏名	大和ハウジング株式会社 代表取締役 日高 光夫
道路の位置	奈良市神殿町 519番地の 2 の一部
道路の幅員	5.00メートル

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199条第 12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

総 務 部

国際交流室

平成 16年度奈良市国際交流ボランティア協会運営補助金の交付においては、「当協会事業を円滑に行うため」という理由書が添付され、全額前金払されている。前金払については、奈良市補助金等交付規則第 17条第 1項ただし書で認められているが、補助金は原則として完了払であることから、前金払にあたっては、その理由を具体的かつ明確に記載させるとともに、当該課においてもその必要性和交付時期を十分精査されたい。

人 事 課

(1) 職員の派遣研修に係る旅費については人事課において支給されるが、6級職以下の職員の宿泊を要する旅行命令において、奈良市事務専決規程第 4条に規定する所属部長による専決がなされていない事例が 3件見受けられた。旅費の執行にあたっては、市外旅行命令簿と旅費請求書とを照合することになっているので、確認行為を怠る事のないよう注意されたい。

(2) 郵便切手の保有残高において、次年度への繰越額が年間使用額を上回り多額となっている。

今後は年間使用額を精査し、計画的な予算執行をされたい。

財 務 部

納 税 課

市税の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において 4,984,872,352円となっている。

その主なものは、固定資産税 2,395,233,954円、市民税（個人）1,251,381,263円、特別土地保有税 723,233,919円である。

今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

保健福祉部

福祉総務課

(1) 奈良県軍恩連盟奈良市連合会補助金の交付においては、「会活動を円滑に推進するため」、また奈良市遺族会補助金の交付においては、「本事業の円滑な推進のため」という理由書が添付され、それぞれ全額前金払されている。前金払については、奈良市補助金等交付規則第 17条第 1項ただし書で認められているが、補助金は原則として完了払であることから、前金払にあ

たっては、その理由を具体的かつ明確に記載させるとともに、当該課においてもその必要性和交付時期を十分精査されたい。

(2) 郵便切手の購入時に記載すべき郵便発送簿兼切手受払簿への記入漏れが見受けられた。適正な事務処理をされたい。

障がい福祉課

(1) 身体障害者福祉資金貸付金の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において 13,228,041円となっている。

今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

(2) 奈良市補助金等交付規則第 7条第 1項の規定によると、市長は補助金等の交付を決定したときは、その決定の内容を申請者に対し、補助金等交付決定通知書により通知することとなっている。地域福祉互助会活動補助金及び奈良市肢体不自由児・者 父母の会活動補助金において、補助金等交付決定通知書の交付予定年月日欄への記入漏れが見受けられた。規則に則った適正な事務処理をされたい。

(3) 全国わたぼうし音楽祭開催補助金において、事業完了日から 1箇月以上経過しているにもかかわらず、実績報告書が提出されていなかった。奈良市補助金等交付規則第 14条の規定によると、補助事業者等は補助事業等が完了したときは、補助事業等の完了の日から起算して 1箇月経過した日までに実績報告書を市長に提出しなければならないとなっており、規則に則った適正な事務処理をされたい。

介護保険課

介護保険料（第 1号被保険者）の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において 64,257,100円となっている。

今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

児 童 課

(1) 母子福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において 1,514,126円、32,675,270円となっている。

今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

(2) 郵便切手の保有残高において、次年度への繰越額が年間使用額を上回り多額となっている。今後は年間使用額を精査し、計画的な予算執行をされたい。

経 済 部

商工労政課

奈良市企業人権教育推進協議会事業補助金の交付においては、「当協議会事業実施に市補助金が必要なため」という理由書が添付され、全額前金払され

ている。前金払については、奈良市補助金等交付規則第 17 条第 1 項ただし書で認められているが、補助金は原則として完了払であることから、前金払にあたっては、その理由を具体的かつ明確に記載させるとともに、当該課においてもその必要性和交付時期を十分精査されたい。

農 林 課

- (1) 奈良市森林組合育成補助金において、事業完了日から 1 箇月以上経過しているにもかかわらず、実績報告書が提出されていなかった。奈良市補助金等交付規則第 14 条の規定によると、補助事業者等は補助事業等が完了したときは、補助事業等の完了の日から起算して 1 箇月経過した日までに実績報告書を市長に提出しなければならないとなっており、規則に則った適正な事務処理をされたい。
- (2) 奈良市 4 H クラブ育成補助金、特産物産地化作物試験栽培事業補助金及び奈良市農業研究会連合会育成補助金の交付においては、「事業運営を円滑にするため」という理由書が添付され、それぞれ全額前金払されている。前金払については、奈良市補助金等交付規則第 17 条第 1 項ただし書で認められているが、補助金は原則として完了払であることから、前金払にあたっては、その理由を具体的かつ明確に記載させるとともに、当該課においてもその必要性和交付時期を十分精査されたい。
- (3) 地図売払収入に係る調定が売払日ごとに行われておらず、月毎にまとめて調定されていた。奈良市会計規則第 12 条に基づき、速やかに調定の手続きをとられたい。

(平成 17 年 6 月 7 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 25 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 16 条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号。以下「奈良市契約規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

平成 17 年 6 月 1 日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内矢田原町～大柳生町地内他 10 件（工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17 年度において水道局が発注する建設工事の

請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17 年 6 月 6 日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 6月 9日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表省略

(平成 17年 6月 1日揭示済)

奈良市水道局告示第 26号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号)第 4条第 1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 6月 9日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	指 定 日
福島設備	福島 久雄	奈良県御所市元町葛城台 493番地の 180	平成 17年 5月 25日

(平成 17年 6月 9日揭示済)

奈良市水道局告示第 27号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9年奈良市水道局管理規程第 4号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。)第 2条の規定により公告します。

平成 17年 6月 15日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内学園北一丁目地内他 4件(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成 17年度において水道局が発注する建設工事の

請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 4時まで(正午から午後 1時までを除く。)

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2項第 2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札

(3) 入札書に記名押印を欠く入札

(4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札

(6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

(7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札

(8) 入札金額を訂正した入札

(9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 6月 20日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17 年 6 月 23 日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264 番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表省略

(平成 17 年 6 月 15 日 掲 示 済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 10 号

平成 17 年 6 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成 17 年 6 月 13 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日時

平成 17 年 6 月 15 日（水）

午前 10 時から

2 場所

奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

1 教育長報告

(1) 第 59 回奈良市民体育大会夏季大会の開催について

2 議事

議案第 12 号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱について

議案第 13 号 人事について

議案第 14 号 人事について

議案第 15 号 奈良市立学校評議員の委嘱について

議案第 16 号 奈良市社会教育委員の委嘱について

3 その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について

(2) 奈良市埋蔵文化財発掘調査の歩みについて

傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時 50 分まで、定員 5 名になり次第締め切ります。

(平成 17 年 6 月 13 日 掲 示 済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 60 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、平成 17 年 6 月 1 日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成 17 年 6 月 2 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

1 抹消年月日

平成 17 年 6 月 2 日

2 抹消した者の氏名等

別冊のとおり

別冊省略

(平成 17 年 6 月 2 日 掲 示 済)

奈良市選挙管理委員会告示第 61 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により選挙人名簿から抹消した者につき、次のとおり選挙人名簿の抹消を取り消しました。

平成 17 年 6 月 2 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

1 抹消の取消年月日

平成 17 年 6 月 2 日

2 抹消の取消しをした者の氏名等

別紙のとおり

別紙省略

(平成 17 年 6 月 2 日 掲 示 済)

奈良市選挙管理委員会告示第 62 号

平成 17 年 6 月 2 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、第 5 条第 15 項及び第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりです。

平成 17 年 6 月 2 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

50 分の 1 の数 6,028 人

6 分の 1 の数 50,231 人

3 分の 1 の数 100,461 人

(平成 17 年 6 月 2 日 掲 示 済)

奈良市選挙管理委員会告示第 63号

平成 17年 6月 2日現在における地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 80条第 1項に規定する各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3分の 1の数は、次のとおりです。

平成 17年 6月 2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

奈良選挙区 98,191人

月ヶ瀬選挙区 528人

都祁選挙区 1,743人

(平成 17年 6月 2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 64号

公職選挙法（昭和 25年法律第 100号）第 30条の 11第 2号の規定により、平成 17年 6月 1日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 6月 2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

1 抹消年月日

平成 17年 6月 2日

2 抹消した者の氏名等

別紙のとおり

別紙省略

(平成 17年 6月 2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 65号

平成 17年 7月 10日執行予定の奈良市農業委員会委員一般選挙における郵便等をもつて発送する不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付期日を次のとおり定めます。

平成 17年 6月 2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

1 交付期日 平成 17年 7月 2日

(平成 17年 6月 2日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 11号

奈良市農業委員会平成 17年 6月農政部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和 32年農業委員会告示第 4号）第 3条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 6月 1日

奈良市農業委員会

農政部長 福 岡 裕 行

1 日時

平成 17年 6月 9日（木）午前 9時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号

奈良市役所 北棟 6階 第 22会議室

3 議題

(1) 農業経営に関する意向調査の実施結果について

(2) 平成 18年度農業施策に関する要望書（案）について
(平成 17年 6月 1日揭示済)

奈良市農業委員会告示第 12号

奈良市農業委員会平成 17年 6月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和 32年農業委員会告示第 4号）第 3条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 6月 7日

奈良市農業委員会

農地部長 山 田 正 春

記

1 日時

平成 17年 6月 14日（火）午前 9時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号

奈良市役所 中央棟 6階 第 2 研修室

3 審議案件

(1) 農地法（昭和 27年法律第 229号）第 3条、第 4条、第 5条及び第 20条に関する許可申請及び届出について

(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

(4) 水田利用転換届出について（5月専決処理分）

(5) 許可・受理の取消しについて

(6) 知事許可について（5月許可分）

(7) 非農地証明について（5月分）

(平成 17年 6月 7日揭示済)

奈良市農業委員会告示第 13号

奈良市農業委員会平成 17年 6月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和 32年農業委員会告示第 4号）第 3条第 1項の規定により追加告示します。

平成 17年 6月 13日

奈良市農業委員会

農地部長 山 田 正 春

記

1 日時

平成 17年 6月 14日（火）午前 9時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号

奈良市役所 中央棟 6階 第 2 研修室

3 追加審議案件

(1) 奈良農業振興地域整備計画〔農業・農村整備計画〕並びに都祁農業振興地域整備計画の変更協議に伴う意

見について

(平成 17 年 6 月 13 日 掲 示 済)

議 会

奈良市議会告示第 5 号

平成 17 年 6 月 13 日、次の者が議会運営委員会の委員を
辞任しました。

平成 17 年 6 月 14 日

奈良市議会議長
岡 本 志 郎

矢 野 兵 治
山 口 誠

(平成 17 年 6 月 14 日 掲 示 済)

奈良市議会告示第 6 号

平成 17 年 6 月 13 日、議会運営委員会の副委員長に 高
橋 克 己 委員が当選しました。

平成 17 年 6 月 14 日

奈良市議会議長
岡 本 志 郎
(平成 17 年 6 月 13 日 掲 示 済)